貨物自動車運送事業（食料・飲料の運送に限る）許可申請に伴う経過措置

における食料等の有償運送に係る道路運送法第78条第３号による許可について

令和２年　　月　　日

　　　　　運輸支局長　殿

住所

　氏名又は名称

代表者　　　　　　　　　　　印

貨物自動車運送事業（食料・飲料の運送に限る）許可申請に伴う経過措置

における一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「タクシー

車両」という。）による食料等の有償運送に係る道路運送法第78条第３号の

規定により、申請します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 許可を受けた有償運送に係る許可番号 | 令和２年　　月　　日　　　　運輸第　　　　号 |
| 運送しようとする期間  （旧） | 令和２年　　月　　　日から  令和２年　　月　　　日まで |
| 運送しようとする期間  （新） | 令和２年９月　　日に申請した貨物自動車運送事業の経営許可申請の許可を受けるまで、又は申請が却下されるまでの期間 |

（備考）

　※当該許可申請は、令和２年９月３０日までに貨物自動車運送事業（食料・飲料の運送に限る）の経営許可申請の提出を行った者に限り申請が可能です。

　※当該許可申請は、貨物自動車運送事業の許可申請に係る事業計画に記載の営業所に配置するタクシー車両が対象です。

※新たな期間が記載された許可証を受け取った場合は、郵送により速やかに従前の許可証を返納してください。

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | 乗務する運転者 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

有 償 運 送 許 可 証

令和２年　　月　　日　　　運輸第　　　号

運輸支局長　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名又は名称 |  |
| 自動車登録番号  又は車両番号 |  |
| 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可番号 |  |
| 有償運送許可期間 | 令和２年９月　　日に申請した貨物自動車運送事業の許可を受けるまで、又は申請が却下されるまでの期間 |
| 運送する貨物の  種類及び数量 |  |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

（条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。）

条　件

１．この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。

２．本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。

３．貨物はトランク内に限って積載すること。ただし、事務連絡（※）２．（２）ただし書を遵守して座席スペースに積載する場合は、この限りでない。

４．貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。

５．貨物及び旅客を同時に運送しないこと。

６．貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。

７．この許可証は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（令和２年４月21日付事務連絡）